

日本弁護士連合会臨時総会報告

2014年12月5日（金） 於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会臨時総会は、2014年12月5日（金）午後1時から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後1時30分の時点で、本人出席401名、代理出席8,716名、弁護士会出席52名の合計9,169名であり、外国特別会員の出席は、本人出席2名、代理出席11名の合計13名であった。

総会は、春名一典事務総長の司会で午後1時から始められた。

村越進会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

今回の臨時総会の招集通知と議案書は、今までのものに比べ文字が小さく、1ページ当たりの文字数が約2倍になっている。また、一部の参考資料は、事前送付をせずにウェブサイトに掲載した上で、本日受付でお渡しした。なぜこのようにしたかという、今までどおりの形式で印刷すると500ページになる。今年8月に行った若手弁護士カンファレンスにおいて、日弁連は紙を使い過ぎている、との意見が大変多かった。これに対し、おっしゃるとおりと答えておきながら、500ページの議案書を送るわけにはいかないと思い、このように対応した。これは、紙の節約であると同時に、お金の節約でもある。500ページの議案書を作成し送付すると、印刷費及び送料で4千数百万円掛かる。今回、このような工夫をしたことで2,300万円程節約した。

それから、現在の日弁連の会則では、会則、会規又は規則の改正があった場合は官報に掲載することになっている。本臨時総会で会則及び会規の改正議案を承認いただいた場合、これをそのまま官報に掲載すると850万円掛かる。この会則及び会規の改正を承認いただいた場合、引き続き12月の理事会で膨大な量の規則の改正案をお諮りする。この規則の改正が承認された場合の官報公告費が650万円である。合計1,500万円掛かる。これは今回の総会に限らず、毎回の定期総会及び臨時総会で会則及び会規の改正を行うとこのような官報公告費が掛かってくる。理事会では多くの規則の改正も行っているが、同様である。大切な会費をいただいて運営している中で、このような費用を掛けることが適切なのかを考え、官報公告ではなく、ウェブサイトに公示することも議案として提出した。

執行部としては、できるだけ必要のない経費は削減していきたいと考えており、いろいろ工夫をしている。『自由と正義』は、50年程同じ業者に印刷をお願いしていたが、入札をして業者を変え、3千数百万円のコストカットを図ることができた。会員名簿は、会員

全員に配付しているわけではなく、希望者だけに無償配付しているが、一部の希望者だけに無償配付することの合理性及び公平性を考え、希望者に有料で配付することにした。次年度からは、実費1,500円程と送料を御負担いただくようにした。これで1,650万程の節約になる。さらに、組織を見直す必要もあり、委員会等の統廃合についても可能なところから着手している。

以上のようなことを合計すると、現時点で8,000万円から9,000万円程削減できたと思うが、委員会の統廃合等を進め、何とか1億円程、今年度で経費削減をしたいと思っている。

削減した分は、有効に使っていく。日弁連の活動は、大変活発になっており、当然お金も掛かる。一例を挙げると、集団的自衛権の行使容認に対する取組である。憲法問題対策本部を中心に全力で取り組んでいる。全国の弁護士会で集会、シンポジウム等が開催されており、これを日弁連も援助している。憲法問題対策本部は、今年度予算を半年で全部使い切ってしまったが、お金がないからこの活動をやめるというわけにはいかず、当然補正予算を組んでも頑張っていかなければいけない。そういう必要なところにお金を使っていきたい。

今年度予算で初めて弁護士会で開催されるシンポジウム等に対して日弁連が援助するという項目3,000万円を設けた。また、若手会員の支援のために3,000万円の予算を確保した。基本的には、できるだけ無駄を削ってそのお金を弁護士会の支援及び若手会員の支援に回していきたいと考えている。本臨時総会の第7号議案は、小規模弁護士会の助成を充実させる議案である。そういう方向でお金を使っていきたいと考えている。

続いて正副議長の選任手続がなされ、村越会長が議長の選任方法について議場に諮ったところ、彦坂浩一会員（東京）から選挙によらず会長が指名する方法で議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、村越会長が動議を議場に諮ったところ賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、村越会長は、議長として庭山正一郎会員（第二東京）、副議長として松村真理子会員（第一東京）及び水上浩一会員（山梨県）をそれぞれ指名し、正副議長から就任の挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、村越会長から議案が提出された。

議長は、議事録署名者として、柴垣明彦会員（東京）、高下謹老会員（第一東京）及び小川恵司会員（第二東京）の3名を指名した。

副議長は、議事に入る前に、発言や採決に際しての注意事項を述べ、第1号議案から第5号議案までについては外国特別会員も議決権を行使できる旨を説明した。また、本総会

の議事が会則第54条第1項により公開されている旨及び傍聴者は傍聴席にて傍聴されたい旨を述べた。

議長は、議事に入る旨を宣した。

議案の取扱いについて、会長から、第1号議案から第6号議案までは、関連する部分がある議案であるため、一括上程して審議されたい旨の意見があり、議長は、第1号議案から第6号議案までを一括審議し、採決は議案ごとに各別に行うこととした。

【第1号議案】 会則中一部改正（外国法事務弁護士法人制度創設、会則会規等の制定改廃の公示方法及び見出し）の件

【第2号議案】 外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正の件

【第3号議案】 外国法事務弁護士法人規程制定の件

【第4号議案】 外国法事務弁護士職務基本規程制定の件

【第5号議案】 外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程制定の件

【第6号議案】 外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程制定の件

議長は、第1号議案「会則中一部改正（外国法事務弁護士法人制度創設、会則会規等の制定改廃の公示方法及び見出し）の件」、第2号議案「外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正の件」、第3号議案「外国法事務弁護士法人規程制定の件」、第4号議案「外国法事務弁護士職務基本規程制定の件」、第5号議案「外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程制定の件」及び第6号議案「外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程制定の件」を一括して議題に供し、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。また、議案の朗読を省略したい旨を議場に諮り、異議なく承認された。

高中正彦副会長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

提案理由の説明の前に2点お詫び申し上げる。1点目は、議案書の文字が大変小さいこと。2点目は、第1の1の提案理由の説明、85ページの8行目に、日弁連と法務省が外国弁護士制度研究会を立ち上げた時期を2009年、平成21年と記載したが、1年前の平成20年、2008年の誤記であった。御訂正お願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明をさせていただく。まず、第1号議案は会則の一部改正の議案であり、改正点は三つある。1点目は、外国法事務弁護士法人という新しい制度の導入に伴う所要の改正である。2点目は、会則、会規等の制定改廃に関する公示方法の改正である。3点目は、会則の各条に見出しを付ける改正である。

まず、外国法事務弁護士法人制度の新設に伴う改正についてである。第186回の通常国会において、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法、いわゆる外弁法の一部を改正する法律が成立し、本年の4月25日に公布された。これは、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化に的確に対応するため、外国法事務弁護士の事務所の法人化を認め、法人制度を創設する必要があるとされたものである。外国法事務弁護士のみを社員とし、外国法に関する法律事務の取扱いをする法人を導入した制度である。

外弁法は、これまでに数度改正を重ねており、その都度、その改正内容を審議するために、日弁連と法務省が共同して研究会を設立、組織した。今回の外弁法改正についても、平成20年5月、外部の有識者を交えた外国弁護士制度研究会を組織し、19回にわたる慎重な審議を重ねた。私もその委員である。日弁連は、この研究会が作成した報告書を踏まえて、平成22年3月の理事会において、外国法事務弁護士事務所の法人化に係る制度の改正についての基本方針を承認した。

会則の改正内容は、議案書の106ページに新旧対照表があるので御覧いただきたい。第97条の3は、従前は外国特別会員として外国法事務弁護士のみを規定していたが、これに外国法事務弁護士法人を加える改正を行うものである。詳細な規律については、会則ではなく、会則の委任に基づき、外国特別会員基本規程で規定することにした。

次に、会則、会規等の公示方法に関する改正である。日弁連ができたときの官報公告料は無料であったが、有料に変更になった。今回は大変に膨大な量の改正であり、規則を入れると、1千万円単位の官報公告料が掛かる。今後かなり大きな改正があったときのことでも踏まえ、検討をした。

現行規定の公告という表現は、懲戒手続に関する規定を始めとして一般国民にも効力を及ぼす事項があることから、弁護士のみならず一般国民に対しても会則、会規等の制定改廃の内容を周知させる手段としての公告という趣旨であると認められる。したがって、この公告という表現は、公示の内実を有するにとどまると考えられる。

会社法では電子公告制度、ウェブ開示制度等が規定されており、同様の制度を日弁連でも採用できないか検討した。調査室を中心にこの公示制度に関する各種の法令を検索したところ、今回の改正で提案しているウェブサイトに掲載して公示すると同様の表現をしている法令があることが判明した。電子公告は法定事項にしか使えないが、ウェブサイトに掲載する方法については特に制限がないことも判明し、インターネットが、弁護士だけでなく、国民一般にも相当程度に普及していることを考えると、会則、会規等の制定改廃を周知させる方法としてウェブサイトに掲載することで代替させても問題はないという結論に至った。

以上から、官報掲載をやめて、日弁連のウェブサイトに掲載する方法に改めることを提案するものである。ちなみに費用は、ほとんどかからない。

3点目は、会則に見出しを付ける改正である。会則は日弁連創設と同時に制定されたが、当時の法律には見出しを付ける慣例がなかった。したがって、条文だけが並んでいるのだが、最近の法律は、100パーセント近く見出しが付いている。民法や商法を現代語化したときに見出しを付ける改正をして、非常に分かりやすくなった。

そこで、このような趨勢に倣い、会則の各条に見出しを付けるという改正を提案した。見出しは、当該条文の内容を簡潔に表すことが目的であるが、改正作業に当たっては、全国の弁護士会及び関連委員会に対して照会を行い、有益な指摘を多数頂いた。それをこの改正案の中に盛り込んだ。この改正により、会則の条文の検索作業はかなり容易になるものと確信している。

最後に、字句の修正に関する改正が相当数ある。会則は、これまで数十回にわたる改正が繰り返されてきたが、改正の都度、その当時の法令作成の慣用に従って規定をしていたために、字句の使用方法が統一されていないという欠陥があった。そこで、かなりの条文につき、用語の統一を図る作業を行った。例えば、昔は「もつて」と「つ」を大きく書いていたが、今は「もって」と小さい「つ」になる。このような箇所の用語の統一を図り、相当数の字句を修正した。

第2号議案は、外国法事務弁護士の基本会規である外国特別会員基本規程の改正議案である。外国特別会員として、従前の外国法事務弁護士に加え、外国法事務弁護士法人を加える改正である。具体的な改正の内容は、議案書の109ページ以下にあるので、御覧いただきたい。

第3号議案は、外国法事務弁護士法人に関して、弁護士法人と同様の基本規程を新設する議案である。弁護士法人規程とほぼ同じ内容であり、説明は省略させていただく。

ただ、弁護士法人規程については従たる事務所に常駐する社員弁護士の権限に関し重要な改正があるので、ここで指摘させていただく。なお、外国法事務弁護士法人についても、同様の規律を採用している。

弁護士法人は従たる事務所を設けることができるが、そこには当該事務所の所在地にある弁護士会に所属する社員たる弁護士が常駐しなければならないという常駐義務が規定されている。この趣旨は、弁護士が常駐していなければ非弁が跳梁跋扈するから、これを禁止することと、弁護士会の指導、連絡及び監督権の行使を確保することの2点にあると言われている。ところが、定款で業務執行権を付与しないで責任だけを負う社員を置いている弁護士法人が散見される。つまり、弁護士法人の社員は、当然に業務執行権という権利のほかに、その裏返しとして弁護士法人の債務について無限連帯責任を負うわけであるが、その片方の権利がない社員を常駐させている弁護士法人が散見された。このような事例については、法の明文にはないが、弁護士法人の従たる事務所に常駐する社員に、何らのガバナンスの権利を持たなくて義務だけを負い、弁護士法人がいざとなったときに無限連帯

責任だけを負う社員を充てて良いはずがないと考えた。そこで、法の改正を待つことなく、会規による規律として、従たる事務所に業務執行権のない社員が常駐するということでは法の定めた常駐要件を満たさないという趣旨の改正をした。この議案が承認されれば、該当する弁護士法人は、所要の定款変更を行っていただくことが必要になる。

また、会費についての改正もある。弁護士法人の会費は、弁護士の会費の何割という形式で規定しているが、定額とすることにした。そして、外国法事務弁護士法人の会費は、弁護士法人と同額とすることとした。

第4号議案は、外国法事務弁護士職務基本規程を新設する議案である。これまで外国法事務弁護士については、弁護士職務基本規程を必要な読替えをした上で準用するという扱いをしていたが、外国法事務弁護士法人についても従前の準用方式を採用すると複雑になるので、外国法事務弁護士職務基本規程を新設し、その中に外国法事務弁護士と外国法事務弁護士法人という2種類の外国特別会員についての倫理規範を規定するという議案である。議案書の22ページ以下に規定内容があるので御覧いただきたい。ほとんど弁護士職務基本規程と同じ規律内容になっている。

最後に、第5号議案と第6号議案は、今回の改正に伴い、必然的に改正が求められる会規を一括して、それぞれ整備会規として改正するものである。第5号議案は、外国特別会員に議決権がある会規に関する改正をまとめたものであり、第6号議案は、外国特別会員に議決権がなく、弁護士会員のみが議決権を有する会規に関する改正を一括してまとめたものである。

第5号議案では、外国法事務弁護士事務所等の名称等に関する規程について、依頼者保護及び会員情報の把握という目的のために、外国法事務弁護士が弁護士等に雇用される場合は、雇用する者の事務所名称を使用しなければならないという規律とした。また、外国法事務弁護士法人が事務所を共にする場合は、原則として事務所名称を共通にすることとし、かつ、共にしていることが分かる付加表示を義務付けるという改正をした。

第6号議案では、弁護士法人規程について、業務執行権のない社員では常駐要件を満たさないという改正をした。また、弁護士職務基本規程については、外国法事務弁護士法人に雇用された弁護士の規律を新設している。その内容は、弁護士法人に雇用された弁護士と同じである。

なお、今後のスケジュールについて、若干付言する。改正外弁法は、早ければ平成27年の年末、遅くとも平成28年の1月、2月又は3月の初旬頃に施行予定と聞いている。この臨時総会において議案が可決されると、各弁護士会において、所要の会則、会規等の改正作業をお願いすることになる。その作業はかなりの量になると思われるが、遺漏のないようお願い申し上げたい。

議長は、質疑に入る旨を宣した。なお、第1号議案から第5号議案までについては外国特別会員も質疑、討論を行うことができ、議決権を行使できる旨が説明された。

議長は、質疑を希望する者がいないことを確認し、討論に入る旨を宣した。

出井直樹会員（第二東京） 「私は、議案に賛成の立場から討論する。この議案は、外国法事務弁護士法人制度を導入する外弁法の改正に伴う所要の、あまり選択の余地のない会則及び会規の改正が主たる内容である。また、会則に見出しを付けること、会則会規の公示の方法を改正することも重要なことである。したがって賛成したい。

これは要望であるが、今回の改正は、外国法事務弁護士が社員となり、外国法の事務を扱う法人の導入である。外国弁護士制度研究会では、外国法事務弁護士及び弁護士を社員とし、外国法及び日本法の事務を取り扱うことができる混合法人についても導入すべきとの提言がなされていた。日弁連は、混合法人についても、一定の留保付きではあるが、支持するという結論を出している。一定の留保とは、日本法の事務に対する不当関与の防止、常駐義務、弁護士の独立性の保持等である。それから、重要なことは、混合法人の制度は外国法事務弁護士の業務範囲を変えるものではないということである。これらを十分押さえた上で導入することを支持するという決議をした。今後、この混合法人の制度について国会で議論がされる可能性が出てくる。その場合には、日弁連執行部としても理事会決議を踏まえ、特にそこで留保した事項を十分踏まえて対処していただきたい。」

柳志郎会員（第二東京） 「現状において、外国法事務弁護士は法人化できず、弁護士だけが法人化できるので、こういう観点からすれば、この制度は早期に実現するべきである。また、最近日本の弁護士が海外に行っているいろいろな業務を行っている。その業務範囲は現地の法律によって定まっているが、外国の方々もやはり自国の弁護士が日本においてどういう扱いを受けているかを見ているので、できるだけ外国法事務弁護士の活躍の範囲も広げたほうが相互主義の観点から良い。さらに、利用者の観点からも、外国法事務弁護士の業務基盤の整備のために法人化させることは重要である。外国弁護士制度研究会での議論、あるいは2009年に基本方針を定める際も、日弁連の委員が十分議論しており、会内民主的な観点からも十分状況は整っている。

以上の観点から、賛成する。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第1号議案について外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で採決が行われた。第1号議案についての採決の結果は、以下のとおりである。

出席会員総数（代理出席・会出席含む。） 9, 119名

議案に賛成 9, 088名

議案に反対 18名

棄権 13名

以上の結果、第1号議案は出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

次に、第2号議案について外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて、第3号議案について外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて、第4号議案について外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて、第5号議案について、高中副会長から、議案中の外国法事務弁護士法人規程及び外国法事務弁護士職務基本規程の会規番号について、第3号議案及び第4号議案の可決により順番に割り振られることとなる番号が挿入される旨の説明があり、その後、議長により外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて、第6号議案について、高中副会長から、議案中の外国法事務弁護士職務基本規程の会規番号について、第4号議案の可決により順番に割り振られることとなる番号が挿入される旨の説明があり、採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

【第7号議案】 小規模弁護士会助成に関する規程（会規第40号）中一部改正の件

議長は、第7号議案「小規模弁護士会助成に関する規程（会規第40号）中一部改正の件」を議題に供した。

田中浩三副会長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

小規模弁護士会助成制度は、1997年5月23日の定期総会において、小規模な弁護士会の弁護士会活動の財政的基盤を確立することを目的として設けられた。その後、数回の改正を経て、2008年12月5日の臨時総会において、助成金の支給対象となる小規模弁護士会の会員数及び支給金額が現行規程のとおりに改められた。

現行制度は、1月1日現在で弁護士会に所属している弁護士である会員のうち、日弁連の会則第95条の4第1項の規定に基づき会費の免除を受けている会員以外の会員を所属会員と定義し、この所属会員の数が100名以下の弁護士会に対し助成するものとし、規程第5条のとおり、所属会員の数に応じて助成金の上限を定めている。

所属会員の数が日弁連に所属する弁護士の0.5%以下という小規模弁護士会27会のうち、現行規程による助成金の支給対象弁護士会は15会である。本議案は、2008年12月5日の臨時総会から約6年が経過し、弁護士及び弁護士会を取り巻く環境が変化していることに鑑み、本助成制度を継続し、さらに拡充する必要があることから、これま

での人数割による助成の仕組みについて、所属会員を基準会員と定義し直した上で、基準会員が100名以下までの枠組みは維持しつつ、基準会員が100名を超える小規模弁護士会も助成金の支給対象に加えるものである。また、本議案には、経過措置の期間を2年間から3年間に変更するとともに、日弁連の財政にも配慮し、助成金の支給金額や条件に一定の制限を設ける改正も含まれている。

日弁連は、より良い司法制度の構築に向けて、全国の弁護士会と共同して市民に対する法律サービスの拡大に向けた努力を継続してきた。このような市民に対する法律サービスは、弁護士会の規模にかかわらず全国各地域に居住する市民が等しく受けられるようにしなければならない。このような弁護士会活動を行うには、弁護士会に相当の財政的基盤が必要であるところ、その財政的基盤の大半が弁護士会に所属する会員の会費により支えられている。ところが、小規模弁護士会においては、所属会員の人数が少ないため、弁護士会の財政を支えるために負担しなければならない会員1人当たりの会費は、大規模・中規模弁護士会に比べて高額になる。また、会員1人当たりの会務や、司法修習生の受入れの負担も大きくなっている。そして、このような実情は、基準会員が100名を超える弁護士会でも、100名以下の弁護士会と大きく異ならない。

会費の負担について見ると、小規模弁護士会の一般会費は大規模・中規模弁護士会の会員に比べておおむね月額で1万円から3万円高く、そのうちでも基準会員が148名の山口県弁護士会は5万円、115名の山梨県弁護士会は4万5,000円、146名の長崎県弁護士会は4万2,000円であり、1人当たりの会館建設負担金も高額である。また、会務の負担についても、山梨県では会員が平均で八つから九つの委員会に所属している。さらに会員1人当たりの司法修習生の受入負担の割合が高いとして議案書の134ページに記載されている小規模弁護士会のうちで、滋賀、和歌山、大分県、奈良、宮崎県、香川県は、いずれも基準会員が100名を超える小規模弁護士会である。

このような現実を踏まえ、会費を負担する基準会員が100名を超える小規模弁護士会に対しても、弁護士会の財政的基盤を支援するべく助成を行うことが合理的である。そして、その際の具体的な助成金の支給金額については、人件費、事務費及び日弁連の活動に要する各種費用を考慮すると、100万円を限度に助成することが相当である。

次に、本議案では経過措置の期間を2年から3年に延長することを提案するが、これは昨今若手会員の増加により会員数が増加しても、登録後数年間は会費減免措置を採るなどして、会員数の増加が直ちに会費収入の増加につながらないという実情を踏まえて改正をするものである。

この改正は小規模弁護士会に対する助成金の支給対象を拡大するものであるが、日弁連の財政にも配慮し、助成の対象が無限定に広がることは避けなければならない。そこで、この助成制度は、小規模弁護士会の会員数が増加することで会費収入、入会金等が増加し、弁護士会の活動を行うに足りるだけの財政的基盤が確立されたと期待される場合には、助成を打ち切る仕組みとし、日弁連の財政へ配慮することが相当である。具体的には、基準

会員が200名に達すれば、会費や入会金によって得られる弁護士会の収入額は相当な金額に達し、弁護士会の財政的基盤はそれ相応に確保されると思われるので、日弁連の財政及び大規模・中規模弁護士会の立場にも配慮する見地から、以後の助成を打ち切ることが相当であると思料する。

最後に、本議案に基づき2014年1月1日における基準会員数を基に算出すると、助成金の支給金額は参考資料4記載のように総額5,800万円となる。この支給総額は、約56億円という日弁連の2014年度一般会計の予算規模からすると約1%であり、2014年度の支給総額と比較すると約1,200万円の増加にはなるが、2009年度に支給された7,800万円と比較すると2,000万円少ない金額である。今後基準会員数の増加によって助成金の支給総額は毎年徐々に減少していくものと考えられるので、本議案は、日弁連への財政への影響の観点からも、十分に許容できるものであると考える。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

議長は、質疑を希望する者がいないことを確認し、討論に入る旨を宣した。

東條正人会員（山梨県） 「本議案に賛成の立場から、意見を述べる。山梨県弁護士会は、現在会員数117名である。小規模弁護士会は、マンパワー及びスケールメリットのなさから、主として次の三つの苦労が存在する。

第1に過重な会務負担である。日弁連の諸課題に対応するため、本会でも各種委員会やPT等を立ち上げている関係で、本会の会員もこれらの委員会等に複数所属している。少ない人数で大規模弁護士会と同様のことをやらなければならない。会員の中でも中堅どころは10個前後の委員会に所属し、一昨年は日弁連で2、関弁連で2、本会で14と、何と18の委員会等に所属していた会員もいた。このように過重な会務負担を解消できるかという、中堅以上の会員は、当該委員会の屋台骨を担っているケースが多く、所属委員会数を減らすことができない。小規模弁護士会で過重な会務負担を解消することは困難である。会務に熱心な会員へは日当や旅費の支給等もしており、これらは小規模弁護士会助成金のおかげで支出できるものである。

第2に、司法修習の担当である。本会では中堅以上の会員には2年に1回司法修習担当が回ってくる。司法修習制度は自らの後輩を育てることであるが、司法試験の合格者増により担当が回ってくる頻度が多くなる等会員の負担がかなり大きくなっている。今年から弁護士会が合同修習後の懇親会費用の一部を負担するが、これも小規模弁護士会助成金が背後にあってのことと思う。

第3に、高額会費である。本会の会費は、日弁連の会費を含めると月額6万4,000円であり、数年前に5,000円減額してこの金額である。少ない会員数で弁護士会の人件費や事務費を賄わなければならないため、どうしてもこのような金額になる。人件費や

事務費を減らせば良いではないかと言われるかも知れない。しかし、そうすれば事務局の手薄さを補うために、弁護士が単純な事務作業をすることが多くなる。やはり人件費等の補充のために、100万円であっても小規模弁護士会には助成金が必要である。

本議案により助成を受けることができる基準会員数の上限が100人から200人になったからといっても、これまで述べてきたような苦労が変化するわけではない。日弁連の会務を大きくするのかスリム化するかという議論もあると思うが、現状直ちにスリム化できるわけではないとすれば、助成金により小規模弁護士会のマンパワー不足を補っていただきたい。」

栗林勉会員（東京） 「第7号議案に対して、賛成の立場から意見を述べたい。私は、東京弁護士会という日本で一番大きな弁護士会に所属している。7,300名の会員がおり、会費は月額1万8,000円である。地方の弁護士会では5万円とか6万円とか非常に高額であり、日弁連の会費を含めて10万円以上の会費を負担している弁護士会もあると聞いている。また、私は香川県出身であり、香川県の実情は非常によく存じているが、賃料であるとか人件費はどうしても削減ができないもので、会費はどうしても欠くべからざる費用と聞いている。日弁連は今非常に多くの活動を全国規模で展開しており、これらの活動を行うためにも、小規模弁護士会の会費が非常に重要な問題になっている。今後被疑者国選弁護士制度、あるいは国選付添人制度の対象事件が拡大すると、地方の弁護士会の会員の会務負担はますます増大すると思われる。

そこで、小規模弁護士会の財政基盤を確立するために、基準会員が100人を超える小規模弁護士会に対しても助成を行うことに賛成である。助成の金額については、東京弁護士会の中でもいろいろな意見があった。100万円では財政基盤の確立という点から非常に少ないという意見もある一方で、東京も今の経済的な状況は非常に厳しくそれほど地方にお金を回す余裕はないという意見もあった。その中で、今回執行部が100万円という金額を提案され、非常に妥当な金額であろうと考えている。」

武内更一会員（東京） 「この規模の金額のお金を日弁連が弁護士会に払うことは必要だと思っている。しかし、それは日弁連が弁護士会を助成したり、補助する趣旨で払うべきお金ではない。この枠組みは考え直されるべきである。現行制度については反対する。しかし、このお金の支給は必要であるから、本議案については棄権する。

その理由を述べさせていただきたい。これが大事なところである。日弁連は、弁護士、そして弁護士会の連合体である。日弁連が上で、弁護士会が下という関係ではない。そして、各弁護士会に所属している弁護士のお金が集まって、日弁連の財政が構成されている。この間、弁護士の増員や各界からの弁護士会への要望があつて、弁護士会の事務それ自体が膨大に増えていることは、私もよく分かっている。そして、それを実際に行っていくためのマンパワー又は資金が各地によって差があるのは当然である。日本の経済構造がそう

なっているからである。小規模弁護士会と言われている弁護士会の会員数が少ないのは、その弁護士会のせいではない。まさに、全体の経済状況の偏頗が生んでいることである。

各弁護士会で同じことを全国でやれということ自体に、もともと無理がある。しかし、それは全国的に同レベルのサービスを提供しなければいけないという全国的な要請から出ている。そうであるならば、その要請をしている日弁連が事務の負担分、増大分を負担するのは、当たり前のことである。そのお金は、日弁連が全国規模で同じレベルの業務をすることを推進するための日弁連の分担金である。そのお金を払うことは日弁連の義務であるし、また受け取るほうは決して恩恵として受け取る必要はない。有り難いと思う必要もない。日弁連及び弁護士全員が考えることであって、その考え方から必要なお金を、無理が生じるものは手当をする。当然のことではないか。もともと弁護士会が各地で独立して自治を持っているから、日弁連からお金をもらったとか、また日弁連がお金を出してあげたとか、そんなことで日弁連と弁護士会の関係が歪になることがあってはならない。考え方の全体を変える必要があると考えている。本議案にあるこのぐらいの規模のお金を出す必要があるのは、当然である。それは恩恵でもないし、日弁連は全弁護士会に事務の委託、あるいは要請をしてその業務を行ってもらうから、お金を出すということでもいいのではないか。

そして、弁護士会の財政規模、また事務の経費負担に応じて、今回の基準のような形で金額に差をつけても構わない。東京弁護士会等の大規模弁護士会に対してだって、日弁連は業務を要請しているから、そこにも出すというスキームでいいのではないかと思う。しかし、大規模弁護士会はスケールメリットがあるから、受け取ることは返上しますということがあってよい。仮に全弁護士会が100万円ずつ支給を受けられるとなっても、残りには26弁護士会だから、2,600万円増えるだけであり、8千何百万円にしかならない。日弁連の財政には問題ない。むしろ、日弁連は、日本司法支援センターに対して事務委託費を年間で1億円払っている。それよりははるかにこのようなお金のほうが日弁連と弁護士会の関係において必要性があるし、重要だろうと私は思う。

その観点から、この制度の構想をもう一度考え直してはいかがであろうか。本議案に対しては、あえて反対はしない。しかし、考え方には反対であり、棄権しようと思っている。」

川添志会員（長崎県） 「長崎県弁護士会として、本議案に賛成する。本会のある長崎県は、県本土内の交通の不便さもさることながら、五島列島、壱岐、対馬といった離島を抱える地理的特性を有している県である。現在の本会の会員数は149名であるが、うち約6割が県南部の長崎市、約2割が県北部の佐世保市に所在している。

本会の特徴は、まず今年度の会費が日弁連会費を含めると6万2,000円であり、基準会員100名を超える弁護士会では、山口県、山梨県に次いで3番目に高額である。高額となっている特殊事情としては、本部会館以外に県北部の佐世保支部に事務所を有しており、これに伴う会館維持費や職員の人件費等に年間約1,300万円を支出していると

ころが大きい。また、遠隔地の会員の委員会出席に伴う日当や交通費の支出負担も大きく、これを軽減するために3年前には離島の会員を中心にテレビ会議システムを導入したが、これに伴う費用は本会負担のみでも200万円を超える。その他、離島の会員への少なくとも週1回の郵便物の発送に要する通信運搬費に年間約30万円を要していること等も、地理的に恵まれていない本会の特徴といえる。

次に、会員1人当たりの会務負担量については、他の小規模弁護士会と同様に、本会においても過重となっている状態である。特に、本会は、修習期別会員構成でいうと、全会員149名中、40期台が14名、50期台前半は5名と、いわば経験を積んだ働き盛りとも言える世代が全体の約13パーセントと非常に少なく、そのしわ寄せが個々の会員のみならず、事務局職員の労働環境にも大きく影響を及ぼしている。

また、司法修習生の受入負担については、意見照会時の資料によると本会の受入割合は0.139と約7人に1人であるが、県北部の佐世保支部や離島の会員が指導担当となることはないので、実際に担当している長崎地区及びその周辺地区の基準会員を前提にすれば、受入割合は0.2121と約5人に1人となっており、東京三会の0.023、約44人に1人と比べると約9倍、全国平均の0.060、17人に1人と比較しても約3.5倍と極めて高い状況にある。実際に、指導担当者の要件も昨今では法曹経験3年以上までに緩和せざるを得ない状況になっており、私自身55期であるが、旧60期から現在の67期まで8年連続で指導担当をしている。

このように会費が高額であり、会員1人当たりの会務負担量も相応に大きい本会が助成金の支給対象となれば、事務職員の増員も検討できる。大なり小なり同様の問題を抱えている小規模弁護士会の財政や会務負担を軽減して、大規模・中規模弁護士会との均等化を図る措置を講じることは、日弁連の責務であると思う。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。挙手による採決の結果、第7号議案は賛成多数により可決された。

村越会長から、次のとおり挨拶があった。

全ての議案につき可決承認をいただき、感謝申し上げます。何点か会務報告とお願いをさせていただきます。

1点目として、私ども執行部が4月に就任して、ほぼ8か月が経過した。最初にこの8か月間で何が前進したのかについて簡単に述べさせていただきます。

まず、6月には国選付添人制度の対象が必要的弁護事件まで拡大し、今までの10倍近い付添人が選任されることになった。これは6月半ばから始まっていたが、7月の1か月分をみると、昨年に比べて10倍になるとのことである。10倍の付添人を量的にも質的にもしっかりと確保して、充実した付添人活動を提供していくことが、日弁連及び弁護士

会の責務だろうと思う。なお、7月、8月、9月と選任件数が徐々に減ってきているという実情がある。また、裁判所によって選任件数、選任率に格差がある。全面的国選付添人制度実現本部でも検証をしているが、各弁護士会においても選任状況を確認いただき、付添人が必要な事件に選任されているか、そうでなければどうやって改善していけばいいのか、御検討いただければ有り難い。同じ6月には少年院法が改正され、少年鑑別所法も制定された。来年6月から施行され、両施設に視察委員会が設置される。年内にも各弁護士会から委員を選任いただき、研修を経て適切な視察委員会を構成していくべくお願いしたい。

7月には、取調べの全過程の録画を警察も含めて制度化する内容の法案について法制審議会が取りまとめる等し、来年の通常国会への提出を予定している。ただし、対象が極めて狭い、あるいは例外があると言われており、不十分であることはそのとおりであるが、この点は後述する。被疑者国選弁護士制度の対象が勾留事件全件に拡大することも決まり、証拠開示の範囲も拡大している。不十分ではあるが、大きな一歩と理解している。

8月には法テラスとの間でADRも法律扶助の対象になるとの運用が確認され、このADRの申立手続費用も法テラスが立替払する扱いとなった。同じ8月、若手弁護士カンファレンスを開催した。大変貴重な多くの意見をいただき、1回だけで終わらせるわけにはいかないと思い、来年の2月にも第2回を開催する予定である。

9月には司法試験の合格発表があった。前年比239名減の1,810名という合格者数であった。その9月の末から、最高裁と日弁連の間で、民事司法改革に関する正式な協議がスタートした。基盤整備、証拠収集、判決執行及び子どもの手続代理人という四つの部会を設けている。いずれも、簡単に事態を前に向かわせることができるテーマではない。特に基盤整備は、日弁連は何十年も言ってきたが、ほとんど進まなかった。そのようなことをテーマに最高裁と正式な協議などできないという状態が続いたが、協議が始まったことは画期的である。何とか協議の中で成果を得たいと思い、取り組んでいる。

10月1日からは、検察の運用において、取調べの録画の範囲が拡大した。制度化を先取りする形で録画の運用が拡大している。日弁連としては、この拡大に対応した弁護実務を行うため、既にマニュアル等を送付している。研修も行い、全件、全過程の録画を獲得する取組にしていきたい。

2点目は、集団的自衛権行使に反対する取組である。4月、私が会長に就任したとき、集団的自衛権の行使容認反対という見解を表明していた弁護士会は、まだ半分以下であった。そのため、全国の弁護士会で議論いただき意見を出してほしいとお願いし、52弁護士会、全ブロックに広がった。今も全国各地で集会等を展開していただき有り難い。

日弁連も、憲法問題対策本部を中心に精一杯の活動をしている。本年、既に2回パレードを行っている。秘密保護法に反対する運動と併せて取り組んでいきたい。

来年の通常国会には、自衛隊法等関連法10本程度の改正案が出されると予想される。日弁連としては、出された法案を精査して、問題点を指摘する。正確な情報を国民、市民

に提供し、その議論の素材としてもらう。そして、国民的な議論が行われるよう全力を尽くす所存である。弁護士会においても、引き続きの御努力をお願いしたい。

3点目は、法曹養成制度改革である。現在、法曹養成制度改革推進会議、その下の法曹養成制度改革顧問会議で検討が進められている。検討資料とするため日弁連も様々な調査を行っているが、その結果を見るにつけ、本当に厳しいと痛感する。推進会議の設置期限である来年の7月までにまとめるには、来年の3月、4月にはほぼまとめの案ができるわけであり、今が正念場である。

日弁連は、法曹養成過程全般を一体として改革することを提案している。法科大学院については、統廃合と定員数の大幅な削減をしてコンパクトにする。そして教育の質及びレベルを上げるといふことと、時間的、経済的な負担の軽減を提案している。司法試験については、合格率の向上と合格者をまず1,500名にすることを提案している。司法修習については、その充実と共に司法修習生に対する給費の実現、修習手当の創設を含む経済的支援を提案している。

この鍵は、合格者数1,500名だと思う。この点は、4月9日、自民党、民主党が緊急提言、緊急提案をされ、日弁連の考えにかなり沿った意見を出していただいた。その後の9月の合格発表では、1,810名という数になっているが、今また非常に揺り返しが強くなっていると感じられる。1,810名という今年の合格者数は少なすぎたのではないかという意見が聞かれる。3,000名でやるべきだという人たちもいる。日弁連が言っている1,500名を実現させないという声も強まっている。

最も厳しいのは経済的支援の問題である。法曹の養成に関するフォーラム、法曹養成制度検討会議では、二度にわたり貸与制が前提であるとの結論を出しているため、給費というテーマすら出すことができない状況にある。ビギナーズ・ネット、市民連絡会の方々が様々な運動を行っている。ビギナーズ・ネットの方が、議員会館で毎週火曜日と木曜日、朝の挨拶運動を行っており、11月18日には、私も参加した。日弁連としては、法曹養成制度改革実現本部と司法修習費用給費制存続緊急対策本部と力を合わせて、7月の設置期限まで全力で取り組むつもりである。12月12日には、給費制本部において全国代表者会議を開催する。11月の理事会では、全国で集中的な議員要請活動を行い、2月に院内集会を開くことも決めた。議員要請活動を行おうというところで衆議院が解散になり止まったが、年末年始を使ってでも全国でこの取組を強めていただきたい。

最後に、全国の弁護士会に、「今後の日本弁護士連合会の財政課題に関する取組方針（執行部案）」をお送りし検討をお願いした。日弁連の財務等に関わる重要な御提案である。できれば来年2月、3月の理事会にお諮りをして、御意見を伺いたい。

現在、我が国の社会と司法そして弁護士は大きな困難に直面している。日本が全ての国民が安心して暮らすことのできる、平和で豊かな国であり続けることができるのか。司法がその役割を十分に果たし、人々の生活と権利をよく守ることができるのか。法曹、弁護士が希望に満ち、信頼される職業として存在し得るのか。今、それが問われる分岐点にあ

る。

そうした状況認識を共有し、正しい方向性を追求し、山積する難問に正面から立ち向かっていかなければならない。事態を前に進める原動力は、広範な市民の日弁連に対する信頼と支持にあり、会員が日弁連の旗の下に心を一つにして取り組む、その結束にある。事態を一步でも前に進めるために、改革を少しでも実現するために、皆さんと力を合わせて取り組みたいと心から願っている。引き続きの御支援をお願い申し上げます。

以上をもって、全ての議事が終了し、議長が散会を宣し、臨時総会は閉会した。

以 上

(調査室囑託 桑田 英隆)